

5

# 福島県地球温暖化対策推進計画(素案)

10

15

20

25

平成23年2月  
福島県

# 目次

5	
	<b>第1章 計画策定の背景</b>
	1 計画策定の背景と目的
	2 計画の位置づけ
	3 計画の対象等
10	
	<b>第2章 現状と課題</b>
	1 地球温暖化の現状
	2 地球温暖化対策の取組み
15	3 本県における温室効果ガス排出量の現状と将来推計
	<b>第3章 削減目標</b>
	1 地球温暖化対策に関する基本的な考え方
20	2 削減目標の考え方
	3 長中期目標
	<b>第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策</b>
25	1 温室効果ガス削減対策の体系
	2 視点別主要施策
	<b>第5章 計画の進行管理</b>
30	1 計画の管理体制
	2 計画の進行管理
	<b>第6章 事業者としての県の取組み</b>
35	

# 第 1 章 計画策定の背景

## 1 計画策定の背景と目的

5 地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つです。もはや地球温暖化対策は「まったなし」の課題となっています。

10 2007（平成 19）年に公表された「気候変動に関する政府間パネル」（以下「IPCC」という。）によると、地球の気温はここ 100 年で 0.74℃上昇しており、地球が温暖化していることは疑う余地がないとしています。この原因は人間活動によって発生する温室効果ガスの増加によるものです。排出された温室効果ガスは、長い間大気中に滞留し、気温上昇の原因となります。温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出が増えた背景には、便利さを追求したライフスタイルや社会そのものにありま  
15 ず。またその被害は、将来の世代に多大な影響を与える可能性があることに留意しなければなりません。

また、日本の年平均気温は、長期的な傾向として、100 年あたり約 1.1℃（統計期間：1898～2008 年）の割合で上昇していると気象庁などが報告しています。さらに、日本の気温が顕著な高温を記録した年は、おおむね 1990 年以降に集中しており、その要因は、世界の平均気温の場合と同様に温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化に、  
20 数年～数十年程度の時間規模の自然変動が重なったものと考えられるとしています。

国では、1997 年 12 月に京都で開催された国連気候変動枠組条約に基づく第 3 回締約国会議（COP）において採択された「京都議定書」に基づき、削減目標である 1990  
25 年度比 6%削減に向けて、総力を挙げて対策が進められてきました。さらに、京都議定書の第 1 約束期間以降の新たな枠組みを決める国連気候変動枠組条約に基づく第 16 回締約国会議（COP16）においては、新たな枠組みの決定には至りませんでした。が、枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスのとれた「カンクン合意」が採択されました。  
30

また、長期的な目標としては、「低炭素社会づくり行動計画（2008 年 7 月）」において、2050 年までに温室効果ガスの排出量を現状から 60%～80%削減するとしており、低炭素社会を実現し、持続循環型社会を目指していくこととなりました。

35 本県においては、2006 年 3 月に策定した「福島県地球温暖化対策推進計画」（以下「推進計画」という。）、及び推進計画を戦略的に推進するためのアクションプランである「地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略（2008 年 2 月）」に基づき、地球温暖化防止対策を進めています。こうした中で、2008 年に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、本県においても、国の動向を踏まえつつ、今後の中長期的な温室効果

ガスの排出削減目標を掲げて、地域における地球温暖化対策を展開していくことが求められています。

## 5 2 計画の位置づけ

この計画は、現行法令や計画体系の上で次のとおり位置付けるものとします。

10 (1) 平成 20 年 6 月に改正、施行された地球温暖化対策推進法により、従来の地球温暖化対策地域推進計画に替わって策定することが義務づけられた「地方公共団体実行計画」(同法第 20 条の 3)

(2) 福島県環境基本計画(平成 22 年 3 月策定)の「個別計画」。

## 15 3 計画の対象等

本計画において排出量削減の対象となる地域は県内全域です。また、対象となる温室効果ガスは、京都議定書で定められた対象ガスと同様に、県内で人為的に排出される二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)とします。

20

### コラム 1 ～カンクン合意～

25 平成 22 年 11 月 29 日から 12 月 10 日までメキシコのカンクンにおいて、京都議定書後の新たな枠組みを決める気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)が開催されました。その結果、新たな枠組みの決定には至りませんでした。しかし、「できるだけ早い作業完了を目指す」とした議長案(カンクン合意)を採択し閉幕となりました。

30 日本は、COP16 における成果として、「前年度デンマークで開催された COP15 の結果に基づく、2013 年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた決定が採択された。その一部として、同合意の下に先進国及び途上国が提出した排出削減目標等を国連の文書としてまとめた上で、これらの目標等を COP として留意することとなった。これにより、我が国が目指す、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けて交渉を前進させることとなった。」と発表しています。

35

## 第2章 現状と課題

### 1 地球温暖化の現状

#### (1) 地球温暖化とその影響

##### 5 ア 地球温暖化のメカニズム

地球温暖化は、どのようなメカニズムで発生しているのでしょうか。

地球に届いた太陽光は、一部地表で反射されるものもありますが、その大部分は輻射熱として地表を暖めます。暖められた地表は、熱エネルギー（赤外線）を放出し冷めていきます。しかし、地表から放出される赤外線の一部は、地球の表面を覆っている大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスに吸収され、再度地球に放射されます。このため、地球の気温は一定（約 14℃）に保たれています。もし、地球上に温室効果ガスが存在しなければ、地球表面の気温はマイナス 18℃になるといわれています。このように、温室効果ガスは地球にとっては必要不可欠なものです。

しかし、産業革命以降人類の活動が活発になるに伴い、石油や石炭などの化石燃料をエネルギー源として使用することにより、大量の二酸化炭素を排出するようになりました。また、以前は温室効果ガスの排出量と森林等が吸収する量のバランスがとれていましたが、現在、二酸化炭素の排出量は自然吸収量の2倍以上となっており、大気中の温室効果ガスの濃度は増加し続けています。

このため、大気中の温室効果が増加し、本来であれば宇宙空間に放出される熱が温室効果ガスに吸収され、地球表面に蓄えられてしまうことから、地球の平均気温が上昇してしまいます。これが、地球温暖化のメカニズムです。

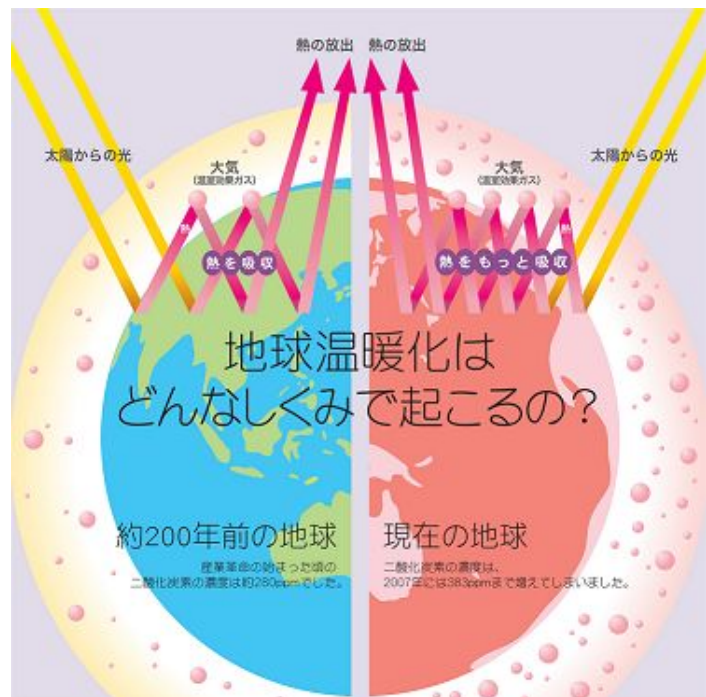


図 2-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム  
出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブ  
サイト (<http://www.jccca.org/>) より

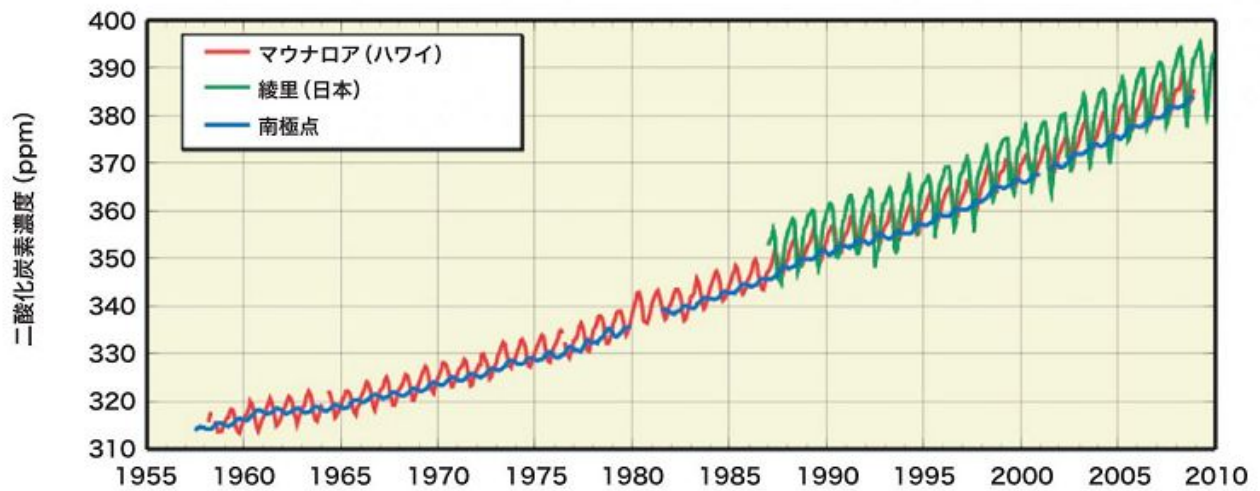
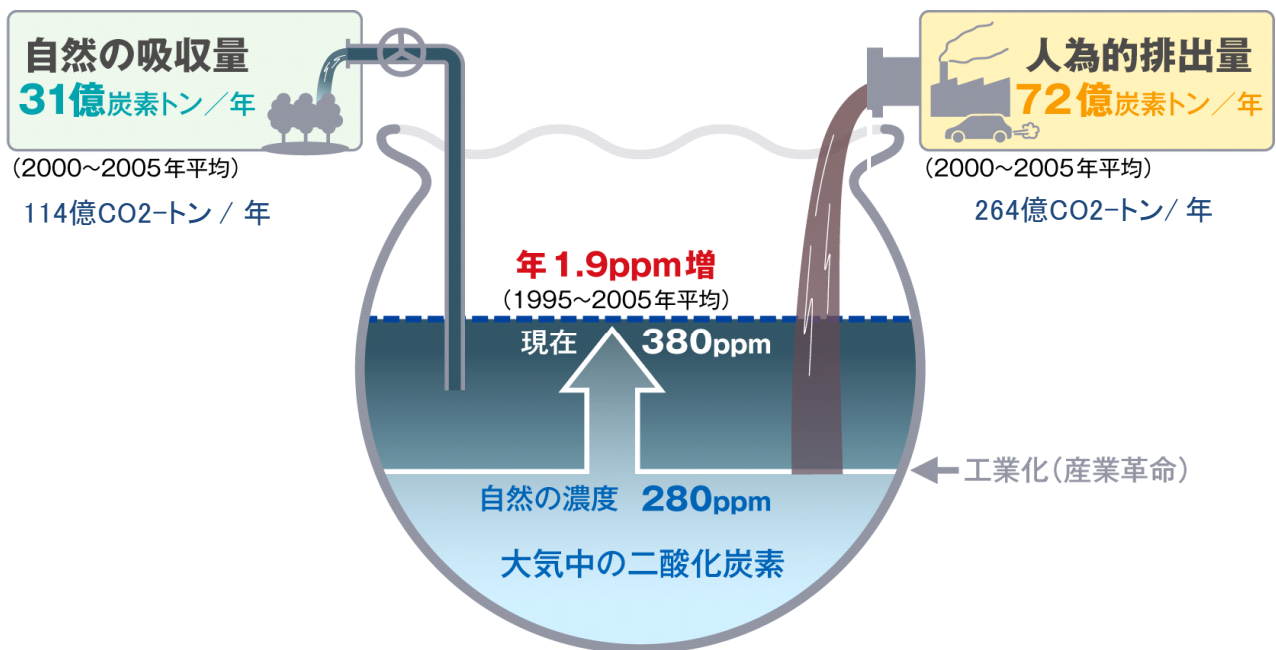


図 2-2 大気中の二酸化炭素濃度の経年変化  
出典) 気候変動監視レポート 2009 (気象庁)



5 図 2-3 二酸化炭素の排出量と吸収量  
出典) IPCC 第4次評価報告書(2007)より 国立環境研究所・環境省作成

## イ 温室効果ガスの種類

主な温室効果ガスとして、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、特定フロン (CFCs = クロロフルオロカーボン類、HCFCs = ハイドロクロロフルオロカーボン類)、代替フロン (HFCs、PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) があります。このうち、特定フロンについては、オゾン層破壊物質として生産規制の対象となっていることから、京都議定書では、特定フロンを除く二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄について対策を講じていくことが定められています。

温室効果ガスは、種類ごとに温室効果を及ぼす程度 (= 地球温暖化係数) が異なりますが、産業革命以降人為的に排出された温室効果ガスの地球温暖化への寄与度としては、二酸化炭素が 60% で最も多くなっています。

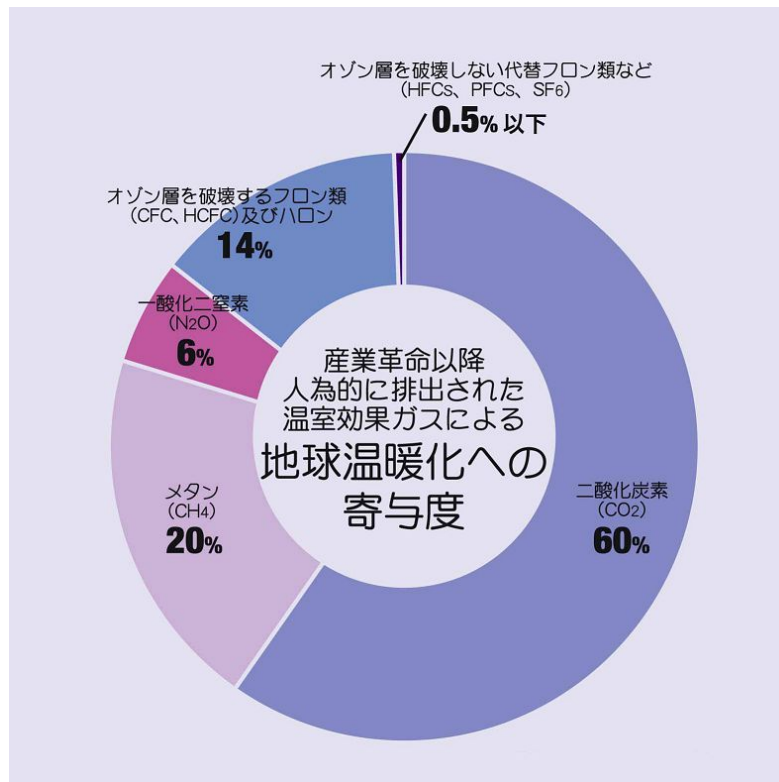


図 2-4 温室効果ガスの地球温暖化への寄与度

出所) IPCC 第 4 次評価報告書 2007

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(<http://www.jccca.org/>) より

表 2-1 京都議定書で対象としている温室効果ガスの種類と特徴

	温室効果ガス	地球温暖化係数※	性 質	用途・排出源
5	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	代表的な温室効果ガス。	石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料の燃焼。
10	メタン (CH <sub>4</sub> )	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
15	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
20	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	数百～1万程度	水素、炭素及びフッ素から構成されるフロン。オゾン層は破壊しないが強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
25	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	数千～1万程度	炭素とフッ素だけから構成されるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造工程など。
30	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	23,900	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
35				

※地球温暖化係数：二酸化炭素、メタンなどの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。(Global Warming Potential:GWP)



## ウ 地球温暖化が及ぼす影響

地球温暖化に関して包括的な科学的知見を得るため、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の第4次評価報告書(2007年11月)によれば、地球の気温はここ100年  
5 年で0.74℃(0.56～0.94℃)上昇しており、地球が温暖化していることは疑う余地がなく、その原因は、人間活動によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であるとほぼ断定しています。

このような気温の上昇により、海面水位の上昇や雪氷面積の縮小など自然環境への影響が観測されています。世界平均海面水位は熱膨張、氷河や氷帽の融解、極域  
10 の氷床の融解等により上昇しています。また、北極の年平均海氷面積は、10年あたり2～3%減少していると報告されています。

また、集中豪雨の頻度や熱帯低気圧の強度が増してきていることについては、地球温暖化の影響も考えられますが、断定は困難とされています。

15 以上のように、このまま温室効果ガスの排出が現在以上の速度で増加し続けた場合、更なる地球温暖化がもたらされ、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされる可能性があり、水、生態系、食料、健康等に様々な悪影響を及ぼすことが予測されています。

20 一方、「日本の気候変動とその影響」(2009年10月:文部科学省・気象庁・環境省)によると、我が国における影響として日本の年平均気温は、長期的な傾向として、100年あたり約1.1℃(統計期間:1898～2008年)の割合で上昇しており、気温が顕著な高温を記録した年は、おおむね1990年以降に集中しているとしています。これは、世界の平均気温と同様、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化と、数年～数十年程度の時間規模の自然変動の重なりが要因として考えられています。

30 具体的には、降水量の変化や台風の強化や集中豪雨の頻度増加、海面水位の変化等の影響が挙げられますが、それらが温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化によるものかどうか断定はされていません。また、大気中の二酸化炭素濃度の増加に伴う海洋の酸性化については、顕著に進行しているとされており、今後その影響について調査をしていくとしています。

## (2) 日本の温室効果ガス排出現状

日本における 2008 年度（平成 20 年度）の温室効果ガス総排出量は、12 億 8,200 万トンであり、京都議定書における基準年（CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O は 1990 年、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub> は 1995 年）と比較すると 1.6 % 増となっています。

5 また、日本が 2008 年度に排出した二酸化炭素は約 12 億 2,000 万トンであり、これは世界全体の二酸化炭素排出量の約 4 % に相当します。国別では、中国、アメリカ、ロシア、インドに次いで世界で 5 番目に多く二酸化炭素を排出しています。

10

15

20

25

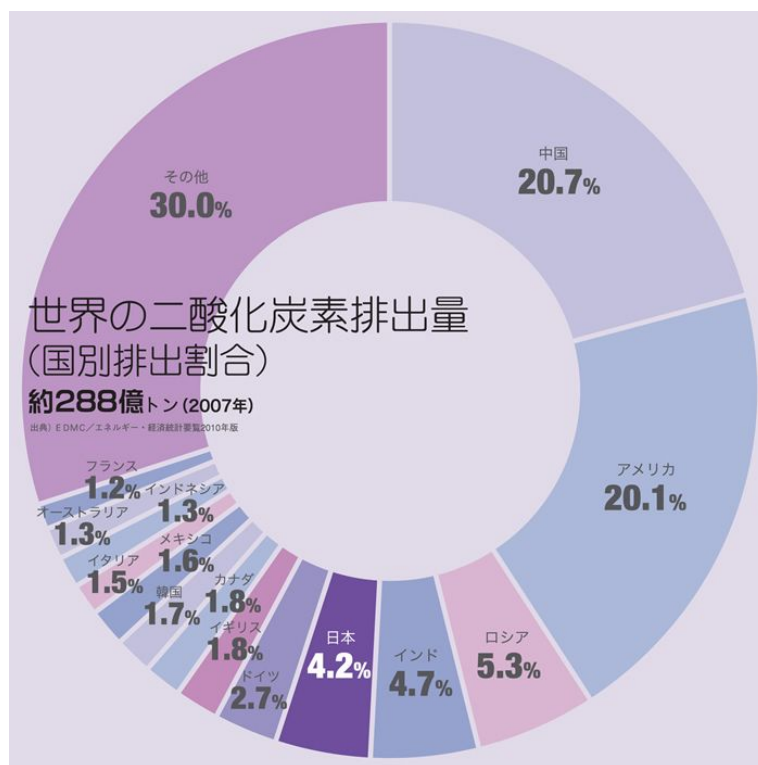


図 2-5 世界の二酸化炭素排出量（国別排出割合）

出典) EDMC / エネルギー・経済統計要覧 2010 年版

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(<http://www.jccca.org/>) より

30

## 2 地球温暖化対策の取組み

### (1) 国の取組み

我が国においては、1990年10月に地球環境保全に関する閣僚級会議において地球温暖化防止行動計画を策定し、二酸化炭素の排出量を1990年レベルで安定化することなどを目標として、各種の対策が講じられてきました。

その後、京都議定書が1997年12月に採択され、2008（平成20）年～2012（平成24）年の平均の排出量を1990年度比で6%削減する目標を掲げて取り組んでいます。この目標の達成を確実なものにするために、京都議定書目標達成計画が2005年4月に策定され、我が国一丸となって温室効果ガスの削減に取り組んでいるところです。

また、京都議定書の第1約束期間以降の新たな枠組みを決める国連気候変動枠組条約に基づく第16回締約国会議（COP16）において、新たな枠組みの決定には至りませんでした。枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスのとれた「カンクン合意」が採択されました。このCOP16で日本は、積極的に地球温暖化対策に取り組む姿勢を示しました。

さらに、長期的な目標として、「低炭素社会づくり行動計画（2008年7月）」において、2050年までに温室効果ガスの排出量を現状から60%～80%削減するとしており、低炭素社会の実現を目指していくことを世界に向けて表明しています。

併せて、地球温暖化防止に関する法整備も行われ、1998年10月には地球温暖化対策推進法が制定されるとともに、1999年4月には同法に基づく地球温暖化対策に関する基本方針が閣議決定されるなど、我が国における地球温暖化対策推進の基礎的な枠組が構築されました。

また、日本の地球温暖化対策としての基本原則、中期目標、基本施策（①排出量取引制度、②環境税の導入、③再生可能エネルギーの全量買取制度など）を定めた「地球温暖化対策基本法案」は、第176回臨時国会に提出されましたが、継続審議となり、法案成立には至っていない状況です。

## (2) 福島県の取組み

5 本県においては、1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ 21」を踏まえ、地方の立場から地球環境保全に向けた県民、事業者、行政の具体的な行動計画を示した「福島県地球環境保全行動計画（アジェンダ 21 ふくしま）」を1996年3月に策定しました。

10 さらに、地球温暖化が重大な問題であり、その対策が急務となったこと、また、1997年には京都議定書が採択され、1998年には地球温暖化対策推進法が成立したことなどを受け、地域レベルにおいても温室効果ガスの排出削減に向けた取組みを進める必要があることから、1999年3月に福島県地球温暖化防止対策地域推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、その後2006年3月に改定を加え、各種対策を実施してきました。

15 推進計画では、2010年度までに1990年度比8%の削減を目標として取り組んできました。さらに、2008年2月には推進計画の目標達成を確実なものとするためのアクションプランとして「地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略」を策定し、部局連携のもと施策のより一層の推進を図ってきました。

20 一方で、2008年5月に地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止に向けた県民の実践活動を促進するため、行政、事業者、民間団体等あらゆる主体で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を設置し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに、県民運動として具体的な行動を促進してきました。

25 また、学校や事業所等での廃棄物減量化やリサイクルなどによる省資源・省エネルギーを、自らが目標を定め取組みを実践する地球温暖化防止のための「福島議定書」事業を実施し、地域における地球温暖化防止のための実践行動がより浸透していくよう展開を図ってきました。

30 さらに、県も一事業者として、事務・事業における温室効果ガスの排出削減を図る必要があることから、2010年3月に「ふくしまエコオフィス実践計画」を策定し、数値目標を掲げ省資源・省エネルギーなどに取り組んでいます。

表 2-2 地球温暖化対策の近年の動向

年度	世界の動向	国の施策	県の施策
5 2000 ～			ふくしまエコオフィス実践計画（2000年）
10		地球温暖化対策推進大綱の改定（2002年）	
15		地球温暖化対策推進法改正（2002年）	
		京都議定書の締結（2002年）	福島県地球温暖化防止活動推進センター指定（2004年）
20	京都議定書の発効（2005年）	京都議定書目標達成計画、地球温暖化対策推進法改正（2005年）	ふくしまエコオフィス実践計画改定（2005年）
25	洞爺湖サミット（2007年）		福島県地球温暖化防止対策地域推進計画改定（2006年）
30	京都議定書第1約束期間開始（2008～2012年）	低炭素社会づくり行動計画策定（2008年）	地球温暖化防止のための「福島議定書」事業開始（2007年）
35		地球温暖化対策推進法改正（2008年）	地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略策定（2008年）
		京都議定書目標達成計画改定（2008年）	ふくしま地球温暖化対策推進本部設置（2008年）
40	第15回気候変動枠組条約締約国会議：COP15(2009年)	緑の経済と社会の変革策定（2009年）	地球にやさしい“ふくしま”県民会議設置（2008年）
45		緊急経済対策（低炭素革命）地域グリーンニューデール基金の創設（2009年）	
50	第16回気候変動枠組条約締約国会議：COP16(2010年)	地球温暖化対策基本法案国会提出（2009年～）	ふくしまエコオフィス実践計画改定（2010年） 福島県地球温暖化対策推進計画改定（2010年）

### 3 本県における温室効果ガス排出量の現状と将来推計

#### (1) 現況推計

2008 年度（平成 20 年度）における本県の温室効果ガス総排出量は、1,931 万 9 千トンでした。基準年度である 1990 年度と比較すると、352 万 8 千トン（22.3 %）増加しています。

基準年度の比較すると、2 割以上の増加となっていますが、前年度の 2007 年度（平成 19 年度）と比較すると 156 万 4 千トン（9.9%）減少しており、経済の影響もあるものの、温室効果ガス排出削減努力の効果が、現れ始めてきていると考えられます。

なお、この排出量には森林吸収による削減分は含まれていません。

表 2-3 本県における温室効果ガス排出量の推移〔単位：千トン－CO<sub>2</sub>〕

年度	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008
ガス	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)
CO <sub>2</sub>	13,906	17,118	18,582	20,090	18,766	19,425	17,844
構成比	88.1%	90.2%	91.9%	93.5%	92.9%	93.0%	92.4%
1990 年度比	—	23.1%	33.6%	44.5%	34.9%	39.7%	28.3%
CH <sub>4</sub>	572	570	489	475	469	474	466
構成比	3.6%	3.0%	2.4%	2.2%	2.3%	2.3%	2.4%
1990 年度比	—	-0.3%	-14.5%	-17.0%	-18.0%	-17.1%	-18.5%
N <sub>2</sub> O	387	371	329	302	299	302	296
構成比	2.5%	2.0%	1.6%	1.4%	1.5%	1.4%	1.5%
1990 年度比	—	-4.1%	-15.6%	-22.1%	-22.7%	-22.1%	-23.4%
HFCs	339	339	355	198	220	247	272
構成比	2.1%	1.8%	1.8%	0.9%	1.1%	1.2%	1.4%
1990 年度比	—	0.0%	4.7%	-41.6%	-35.1%	-27.1%	-19.8%
PFCs	302	302	335	330	352	354	373
構成比	1.9%	1.6%	1.7%	1.5%	1.7%	1.7%	1.9%
1990 年度比	—	0.0%	10.9%	9.3%	16.6%	17.2%	23.5%
SF <sub>6</sub>	284	284	136	84	92	82	67
構成比	1.8%	1.5%	0.7%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%
1990 年度比	—	0.0%	-52.1%	-70.4%	-67.6%	-71.1%	-76.4%
合計	15,791	18,984	20,225	21,479	20,198	20,883	19,319
1990 年度比	—	20.2%	28.1%	36.0%	27.9%	32.3%	22.3%

※ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六フッ化硫黄については、1995 年度が基準年度であるため、便宜上 1995 年度の排出量を 1990 年度の排出量としています。このため、1995 年度の排出量の 1990 年度比は 0%となっています。

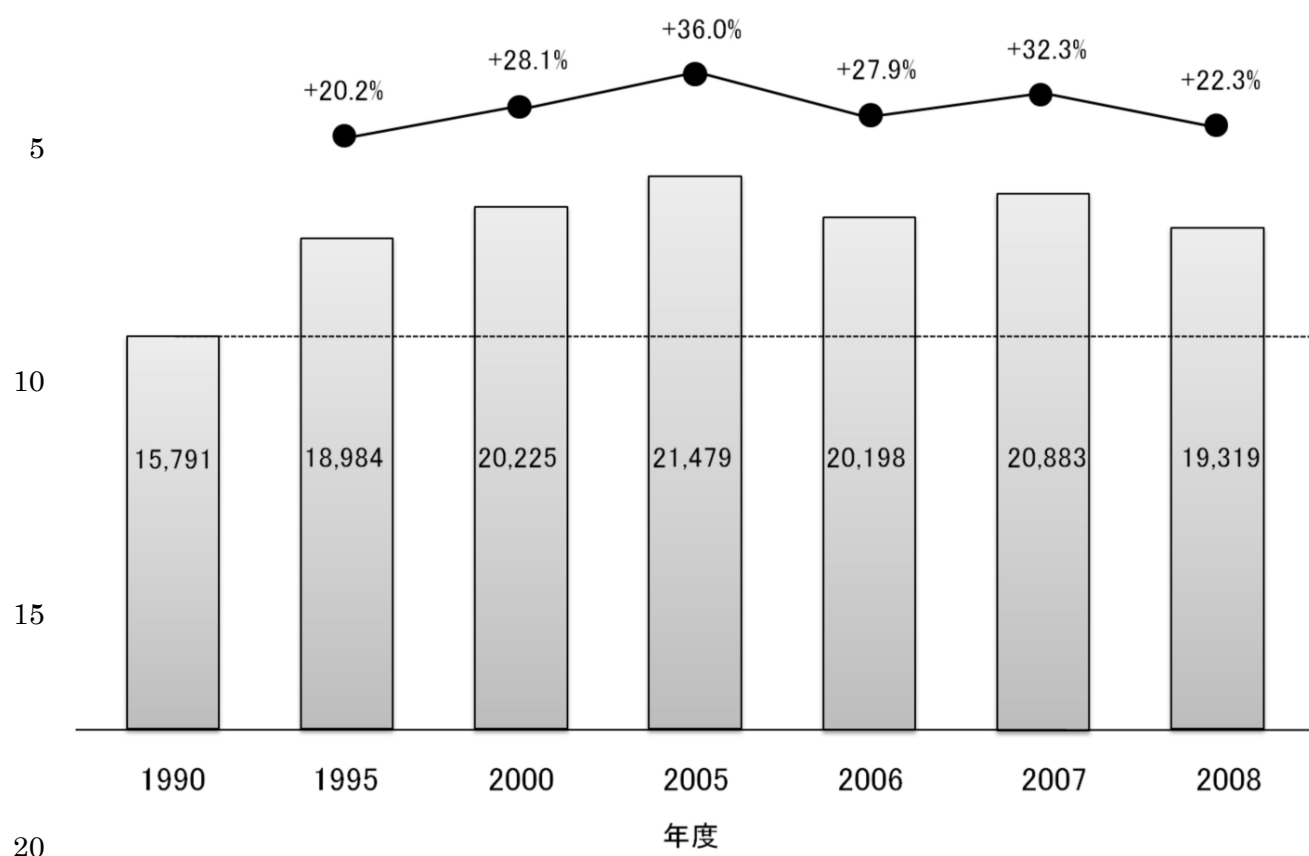


図 2-6 本県における温室効果ガス排出量及び基準年比の推移 [単位：千トン-CO<sub>2</sub>]

## (2) 増減要因分析

基準年である 1990 年度からの二酸化炭素排出量の増減要因について、各排出部門別に次に示します。

5 なお、その他の対象ガスであるメタン、一酸化二窒素、フロン類については、全体の排出量で分析しています。

### ア 二酸化炭素

#### (ア) エネルギー転換部門

10 2008 年度(平成 20 年度)のエネルギー転換部門の排出量は 2,288 千トン-CO<sub>2</sub> であり、基準年(1990 年度)の当該部門の排出量と比較すると、300.7%と非常に高い伸び率を示しています。これは、1990 年以降県内に新たに 6 基の火力発電所が増設されたためです。

#### (イ) 産業部門

15 2008 年度の産業部門の排出量は 5,109 千トン-CO<sub>2</sub> であり、二酸化炭素の排出部門の中で最大です。基準年の当該部門の排出量と比較すると、1.3%の伸び率です。一方、製造品出荷額(生産量の指標)は基準年より3割ほど増加しており、生産量の増加にもかかわらず、排出量は横ばいの状態です。このことから、削減効果は現れていると考えられますが、減少にまでは及んでいないという状況です。

20

#### (ウ) 民生家庭部門

25 2008 年度の民生家庭部門の排出量は 2,706 千トン-CO<sub>2</sub> であり、基準年の当該部門の排出量と比較すると、59.0%と大きい伸び率を示しています。これは、家庭における電化製品の省エネルギー化や消費電力節約の取組みは進んでいますが、その一方で大型化や保有台数増加などによる消費エネルギーの増加が主な原因と考えられます。

また、生活様式が夜型にシフトしていることによる、エネルギー消費量の増加も原因としてあげられます。

#### (エ) 民生業務部門

30 2008 年度の民生業務部門の排出量は 2,920 千トン-CO<sub>2</sub> であり、基準年の当該部門の排出量と比較すると、41.8%と民生家庭部門と並んで大きい伸び率を示しています。これはサービス産業の進展などに伴い、オフィスや店舗などの業務床面積が大幅に増加したことが主な要因と考えられます。床面積は基準年と比べ

35 約 40%増加しています。

#### (オ) 運輸部門

40 2008 年度の運輸部門の排出量は 4,249 千トン-CO<sub>2</sub> であり、二酸化炭素排出量に占める運輸部門の割合は 23.8%です。基準年の当該部門の排出量と比較すると、17%増加しています。これは、当該部門の排出量の大部分を占める自動車系



によるもので、自家用乗用車の保有台数増加や大型化が主な原因と考えられます。

なお、この排出量は 2008 年度のものであり、今後、導入が進んでいるハイブリッド車や電気自動車によるガソリン等の燃料削減による二酸化炭素削減効果が期待できると考えられます。

5

### (カ) 廃棄物部門

2008 年度の廃棄物部門の排出量は 572 千トン-CO<sub>2</sub> であり、二酸化炭素排出量に占める廃棄物部門の割合は 3.2%と部門中最小です。基準年の当該部門の排出量と比較すると、10.2%増加しています。これは、主に、一般廃棄物の処理量が増加していることに起因しています。

10

### (キ) 工業プロセス部門

県内にセメント工場は無いため、工業プロセス部門からの排出量はありません。

15 表 2-4 本県における部門別二酸化炭素排出量の推移〔単位：千トン-CO<sub>2</sub>〕

部門	年度	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)
エネルギー転換部門		571	1,176	1,724	2,250	2,050	2,398	2,288
	構成比	4.1%	6.9%	9.3%	11.2%	10.9%	12.3%	12.8%
	1990 年度比	—	106.0%	201.9%	294.0%	259.0%	320.0%	300.7%
産業部門		5,042	5,550	5,813	6,289	6,119	6,212	5,109
	構成比	36.3%	32.4%	31.3%	31.3%	32.6%	32.0%	28.6%
	1990 年度比	—	10.1%	15.3%	24.7%	21.4%	23.2%	1.3%
民生家庭部門		1,702	2,165	2,489	2,941	2,623	2,718	2,706
	構成比	12.2%	12.6%	13.4%	14.6%	14.0%	14.0%	15.2%
	1990 年度比	—	27.2%	46.2%	72.8%	54.1%	59.7%	59.0%
民生業務部門		2,031	2,723	3,063	3,525	2,982	3,120	2,920
	構成比	14.6%	15.9%	16.5%	17.5%	15.9%	16.1%	16.4%
	1990 年度比	—	34.1%	50.8%	73.6%	46.8%	53.6%	43.8%
運輸部門		3,631	4,536	4,883	4,497	4,405	4,395	4,249
	構成比	26.1%	26.5%	26.3%	22.4%	23.5%	22.6%	23.8%
	1990 年度比	—	24.9%	34.5%	23.9%	21.3%	21.1%	17.0%
廃棄物部門		519	561	580	588	587	582	572
	構成比	3.7%	3.3%	3.1%	2.9%	3.1%	3.0%	3.2%
	1990 年度比	—	8.1%	11.8%	13.3%	13.1%	12.1%	10.2%
工業プロセス部門		411	406	31	0	0	0	0
	構成比	3.0%	2.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1990 年度比	—	-1.2%	-92.5%	-100.0%	-100.0%	-100.0%	-100.0%
合計		13,906	17,118	18,582	20,090	18,766	19,425	17,844
	1990 年度比	—	23.1%	33.6%	44.5%	34.9%	39.7%	28.3%

40

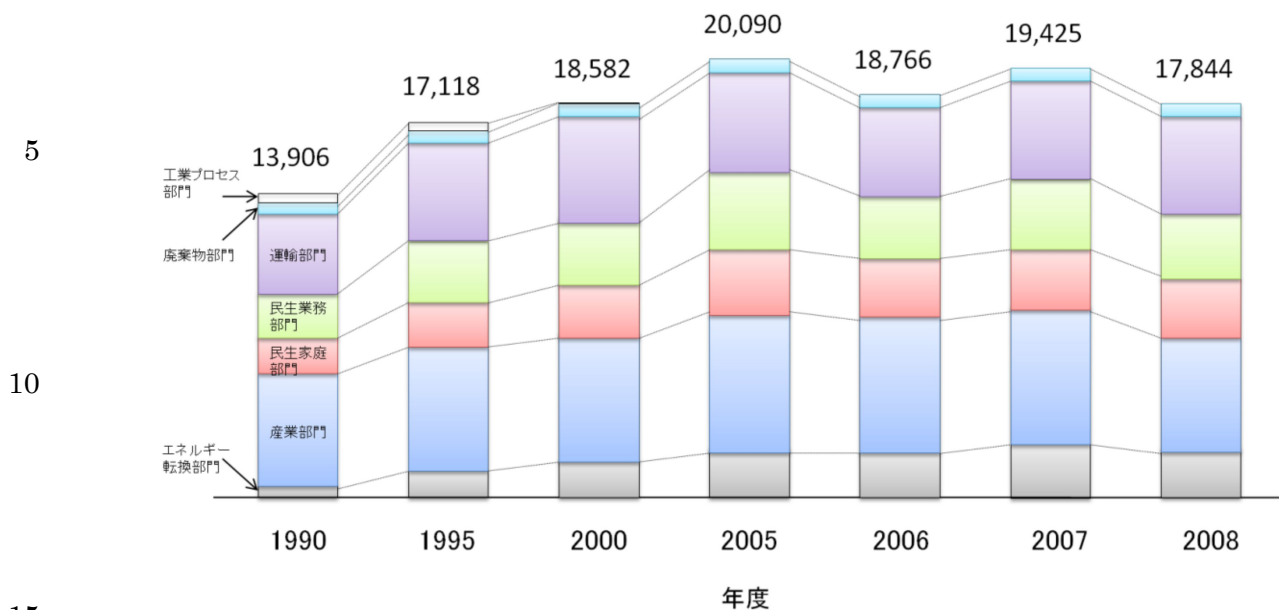


図 2-7 本県における部門別二酸化炭素排出量の推移〔単位：千トン-CO<sub>2</sub>〕

### イ メタン

2008 年度のメタンの排出量は 466 千トン-CO<sub>2</sub> であり、総排出量に占める割合は 2.4%で、基準年と比較すると 18.5%減少しています。メタンの排出量のうち 9割以上は、農業分野からの排出です。本県における家畜飼育頭数及び農作物作付面積は 1990 年度以降減少しており、これに起因して排出量は年々減少しています。

### ウ 一酸化二窒素

2008 年度の一酸化二窒素の排出量は 296 千トン-CO<sub>2</sub> であり、総排出量に占める割合は 1.5%で、基準年と比較すると 23.5%減少しています。一酸化二窒素の排出量のうち約 3/4 は、農業分野からの排出です。このため、メタンと同様の傾向を示し、排出量は年々減少しています。

### エ フロン類

2008 年度の排出量は 712 千トン-CO<sub>2</sub> であり、総排出量に占める割合は 3.7%です。また、基準年の当該部門の排出量と比較すると 23.0%減少しています。この背景には、オゾン層保護に関するモントリオール議定書による排出量削減の取組みがあります。また、技術面ではガス製造工程の改良などにより、排出量が減少しているためと考えられます。

## コラム2 ～モントリオール議定書～

5 オゾン層破壊に対する国際的な取組みとして 1985 年に「オゾン層保護のためのウィーン条約」が合意されました。合意後 1987 年には、この条約に基づき、オゾン層破壊物質の具体的規制内容を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（以下「モントリオール議定書」という。）が採択されました。

10 日本では、モントリオール議定書の採択にあせて、翌年 1988 年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下「オゾン層保護法」という。）を策定し、オゾン層破壊物質の生産や輸出入の規制、排出抑制の努力義務などを規定しました。このオゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質に関する対策を着実に進めています。

15 また、オゾン層破壊物質は、強力な温室効果ガスでもあります。このため、オゾン層破壊物質の排出抑制は、地球温暖化防止にも有用であると言えます。一方、オゾン層破壊物質に変わるガスとして利用されている代替フロンは、京都議定書で対象物質とされていることから、京都議定書目標達成計画（平成 20  
20 年 3 月 28 日全部改定）において、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六フッ化硫黄の代替フロン等 3 ガスの排出量を 2008 ～ 2012 年の第 1 約束期間に基準年（1995 年）比 98.4%に抑えるとする目標を掲げて取り組んでいます。

25

### (3) 将来推計

この項では、将来予測される人口や経済状況をもとに、2020年（平成32年）までの県内の温室効果ガスの排出量がどのように推移するか、推計を行いました。

#### 5 ア 将来推計の方法

追加的な対策が講じられず、現状のまま推移すると仮定した場合（BAU：Business as Usual）の温室効果ガスの排出量を推計しています。将来推計にあたっては、トレンド解析による予測と、本県総合計画等に基づく経済活動や人口などの活動指標の成長率を用いるとともに、さらに排出原単位についてもトレンド解析による予測を行い、より現実に沿った形で計算しました。各部門毎の推計方法の概要を次頁に示します。

なお、この将来予測は現在想定しうる事象により推計していますので、経済動向等による不確実性を含んでいます。

#### 15 イ 推計結果

○現状のまま推移すると仮定した場合（BAU）の、今後の県内の温室効果ガス排出量は、2008年度（平成20年度）後半からの世界的な景気後退の影響によるエネルギー消費量の減少などにより、一時的に減少すると予想されます。しかし、その後は景気回復に伴うエネルギー消費量の増加により、2020年（平成32年）に向けて再び排出量が増加に転じると予想されます。

○本県における2020年（平成32年）の排出量は1,964万トン-CO<sub>2</sub>と推計され、基準年と比べると24.4%の増加となっています。これは2008年度（平成20年度）後半からの景気後退等により、一時排出量は減少するものの、その後の景気回復に伴い、微増していくと予想されるためです。

したがって、国が目指している削減目標を達成するためには、引き続きそれぞれの立場で削減対策を推進するとともに、より一層対策を強化し、エネルギー消費量を減少させていかなければなりません。

○2008年度からの増減を主要な部門別にみると、エネルギー転換部門と運輸部門は減少すると見込まれる一方、産業部門と民生業務部門は、増加が見込まれます。

減少が見込まれているエネルギー転換部門と運輸部門については、前者は発電所における化石燃料消費量の減少、後者は排出の大部分を占める自動車系における燃費の向上に伴う燃料消費量の減少が主な要因として考えられます。

一方、増加が見込まれている産業部門と民生業務部門については、経済成長に伴う事業活動の活性化により、排出量が増加すると予想されます。

○表2-3から、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素の削減に努める必要があります。

その中でも、基準年からの伸びが大きい民生家庭部門及び民生業務部門における

二酸化炭素排出削減対策が重要になります。

そのため、地球温暖化対策推進法やエネルギーの合理化に関する法律の規制を受けない一般家庭や一定規模以下の中小企業等に対する温暖化対策を重点的に推進します。

5

表 2-7 各ガス別排出量の予測方法

ガス名称及び排出部門等			予測方法概要
10  15  20  25  30	エネルギー 転換部門	電気事業	販売電力量の伸び率と化石燃料の使用割合より排出量を予測しました。
		ガス事業	ガス供給量の伸び率より排出量を予測しました。
	産業部門	農業	産出額の伸び率より予測したエネルギー使用量を基に排出量を予測しました。
		鉱業	総生産あたりのエネルギー使用量と総生産の予測値を基に排出量を予測しました。
		建設業	経済成長率の伸び率より予測したエネルギー使用量を基に排出量を予測しました。
	民生部門	家庭	1人あたりのエネルギー使用量と人口の予測値を基に排出量を予測しました。
		業務	述べ床面積の伸びと床面積あたりのエネルギー使用量の予測値を基に排出量を予測しました。
	工業プロセス部門		県内のセメント工場閉鎖に伴い 2001 年度以降、排出量はゼロとしました。
	運輸部門	自動車	自動車保有台数の伸びと燃料使用量の伸びから排出量を予測しました。
		航空	現状のまま推移するとしました。
鉄道		貨物・旅客輸送量の予測値とエネルギー使用原単位の予測値から排出量を予測しました。	
船舶	貨物・旅客輸送量の予測値とエネルギー使用原単位の予測値から排出量を予測しました。		
廃棄物部門		現状のまま推移するとしました。	
35	メタン及び 一酸化二窒素	農業	経済成長率の伸び率より面積・飼育頭数等の活動量指標を予測し、排出量を予測しました。
		燃料	二酸化炭素排出量予測の際に予測したエネルギー使用量の予測値を基に排出量を予測しました。
		廃棄物	現状のまま推移するとしました。
40	フロン類 (HFCs, PFCs, SF <sub>6</sub> )		製造品出荷額あたりの排出量原単位の予測値に対し、製造品出荷額の予測値を乗じることにより排出量を予測しました。

表 2-6 2020 年度温室効果ガス排出量推計値と基準年からの伸び率

[単位：千トン－CO<sub>2</sub>]

年度	1990 (H2)	2008 (H20)	2020 (H32)
5			
CO <sub>2</sub> (1990 年度比)	13,906	17,844 (28.3%)	18,060 (29.9%)
CH <sub>4</sub> (1990 年度比)	572	466 (-18.5%)	524 (-8.4%)
N <sub>2</sub> O (1990 年度比)	387	296 (-23.4%)	324 (-16.3%)
HFCs (1990 年度比)	339	272 (-19.8%)	252 (-25.7%)
PFCs (1990 年度比)	302	373 (1.9%)	415 (37.4%)
10			
SF <sub>6</sub> (1990 年度比)	284	67 (-76.4%)	64 (-77.5%)
合計	15,791	19,319 (22.3%)	19,640 (24.4%)

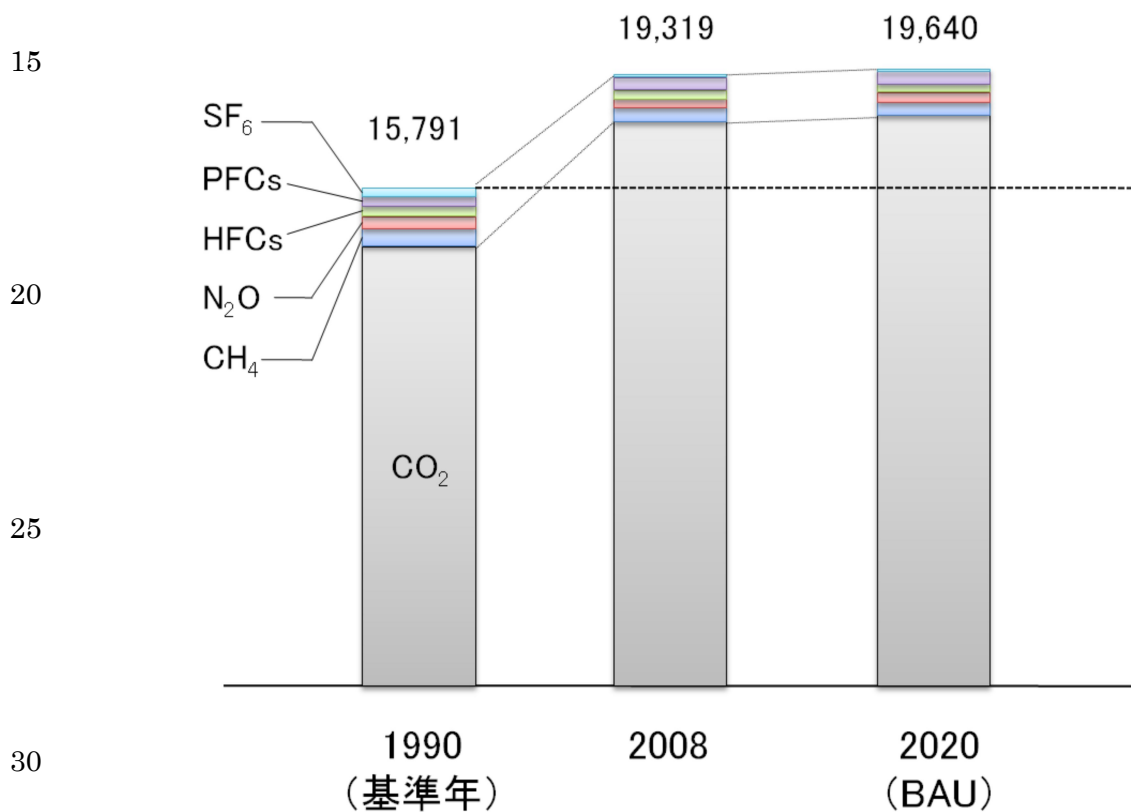


図 2-8 2020 年度温室効果ガス排出量推計値 [単位：千トン－CO<sub>2</sub>]

表 2-7 2020 年度二酸化炭素排出量推計値と基準年からの伸び率

[単位：千トン－CO<sub>2</sub>]

5	部門	年度	1990 (H2)	2008 (H20)	2020 (H32)
	エネルギー転換部門 (1990 年度比)		571	2,288 ( 300.7%)	2,053 ( 259.6%)
	産業部門 (1990 年度比)		5,042	5,109 ( 1.3%)	5,705 ( 13.2%)
	民生家庭部門 (1990 年度比)		1,702	2,706 ( 59.0%)	2,721 ( 59.9%)
	民生業務部門 (1990 年度比)		2,031	2,920 ( 43.8%)	3,230 ( 59.0%)
10	運輸部門 (1990 年度比)		3,631	4,249 ( 17.0%)	3,778 ( 4.1%)
	廃棄物部門 (1990 年度比)		519	572 ( 10.2%)	572 ( 10.2%)
	工業プロセス部門 (1990 年度比)		411	0 (-100%)	0 (-100%)
	合計 (1990 年度比)		13,906	17,844 ( 28.3%)	18,060 ( 29.9%)

15

20

25

30

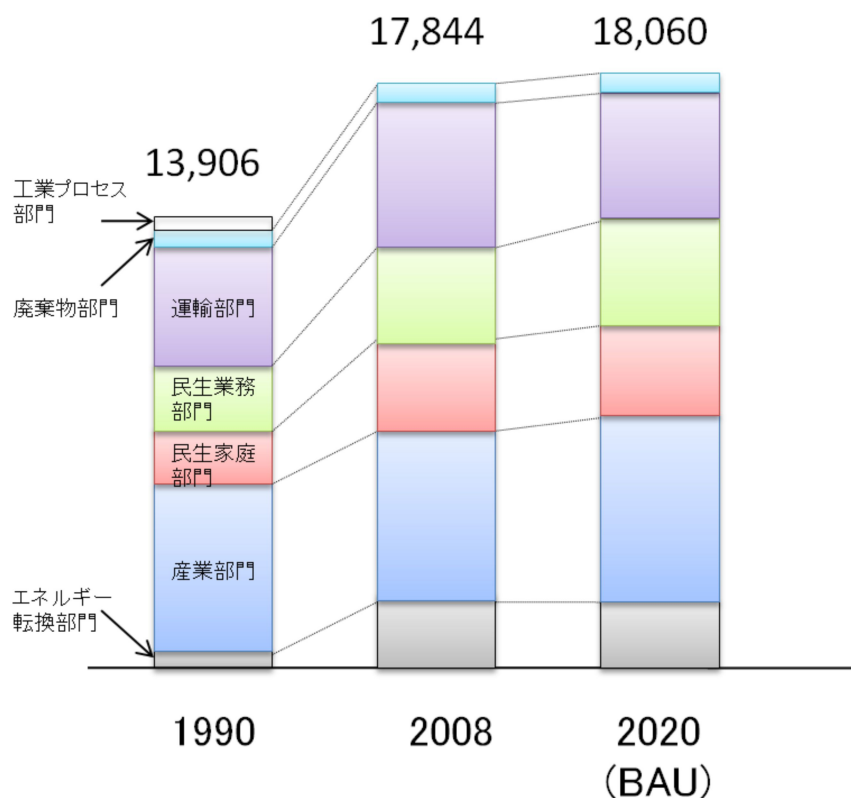


図 2-9 2020 年度温室効果ガス排出量推計値 [単位：千トン－CO<sub>2</sub>]

35

## 第3章 削減目標

### 1 地球温暖化対策に関する基本的な考え方

#### (1) 基本目標

5

「県民の総意と参加による環境と経済が調和した地球温暖化対策の推進」

10 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となって地球温暖化防止対策（環境保全対策）を推進していくとともに、経済発展との調和をとりながら本県の豊かな環境を将来の世代にわたって継承し、環境への負荷が少ない“ほっとする、ふくしま”の実現を目指します。

15

#### (2) 基本姿勢

目標達成に向けて、以下の2つの基本姿勢に基づいて、各種の施策を展開します。

##### 基本姿勢①

20

「県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開」

25 これまで地球にやさしい“ふくしま”県民会議を中心に、県民運動として地球温暖化防止対策に取り組んできました。また規制や一時的な優遇措置だけでは、継続的に地球温暖化対策を進めていくことは難しいと考えられます。このことから、本県独自の取組みである福島議定書を効果的に活用しながら、県民運動による地球温暖化対策への取組みをさらに活発にすることで、県民一人ひとりが地球温暖化防止を自分の課題としてとらえ、自ら考えて行動する、継続的な地球温暖化防止対策を展開します。

30

##### 基本姿勢②

35

「県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策」

本県は、県土の約70%を森林が占めており、この豊かな森林は二酸化炭素の吸収源であると同時に木質バイオマス資源です。



また、浜通り地方の太陽光、中通り地方のバイオマス、会津地方の雪氷等それぞれの地域に、再生可能エネルギーが豊富に存在しています。

本県の特徴でもあるこれらの貴重な資源を十分に生かし、より効果的な地球温暖化防止対策を推進します。

5

## 2 削減目標の考え方

地球温暖化防止対策は、各自治体がそれぞれの特徴を効果的に生かしながら、日本全体が一つとなって、目指すべき目標に向かって対策を講じていかなければ、地球温暖化問題の解決には至りません。このことから、国の削減目標に向けて、福島県も一丸となって取り組みます。

10

また、この削減目標には本県における森林吸収量を含み、エネルギー転換部門は除きます。

## 15 3 長中期目標

### (1) 中期目標

2020年における温室効果ガス排出量の削減目標を国と同程度とします。

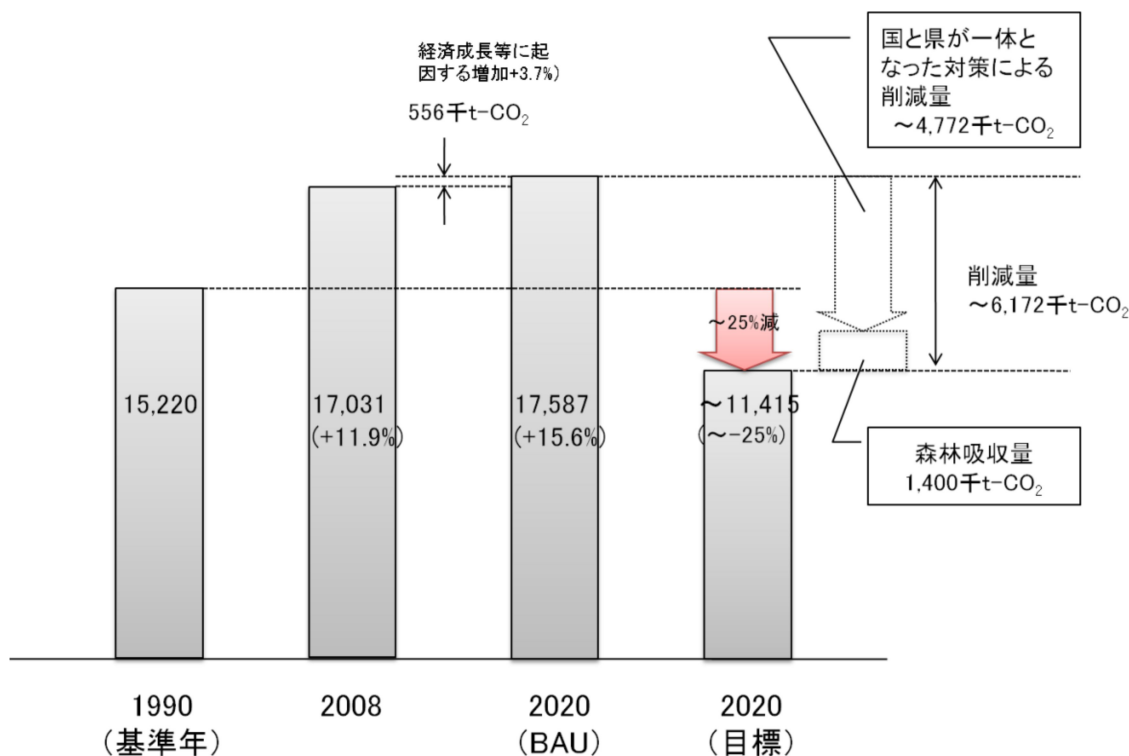
20

本県における削減目標は、国会で審議中の地球温暖化対策基本法（案）において規定される削減目標とします。削減目標を、「同程度」としているのは、法案が可決されていないためであり、法案が可決された時点で、削減目標は当該法案に記載された目標値とします。

25

30

35



40

図 3-1 削減目標イメージ図（便宜上、削減率 25%を上限として示してあります。）

## (2) 長期目標

5 国の長期目標である 2050 年までを見通した具体的な対策のあり方等を地域において検討することは困難であることから、本県においては長期目標は設定せず、国の長期目標を目指して地球温暖化防止対策に取り組めます。

## 第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策

### 1 温室効果ガス削減対策の体系

#### (1) 施策の体系

5 温室効果ガス排出抑制等に関する施策については、現在の地球温暖化推進計画のアクションプランである地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略における視点を整理し、新たに次の6つの視点で地球温暖化対策を推進します。

10 地球温暖化対策は、県民一人ひとりのライフスタイルやビジネススタイルの見直しはもとより、都市づくりや環境配慮型住宅・建築物の導入促進、森林の適正な整備や森林資源の有効活用など社会経済システムのあらゆる分野に及ぶことから、県民、事業者、行政などあらゆる主体が一丸となって県民運動として展開を図るとともに、県においては部局連携のもと全庁的に施策を進めていきます。

#### 15 **視点1** 県民総ぐるみの省エネルギー対策

15 温室効果ガス排出量の伸びが著しいオフィスビル、店舗、学校など民生業務部門及び民生家庭部門における実効ある対策が急務となっています。このため、国民運動との連携を図りながら、地球温暖化問題を「他人ごと」でなく「自分ごと」として捉え、事業者、NPO等民間団体、県民、行政などあらゆる主体が一丸となって地球温暖化防止対策に取り組める体制を強化していくとともに、循環型社会の形成に向けた廃棄物等の発生抑制、再使用、再生使用の「3Rの推進」定着などにより、協調しながら県民総ぐるみの運動として、省エネルギー対策を推進していきます。

#### 25 **視点2** 将来的な再生可能エネルギー対策

25 温室効果ガスの排出を抑制するためには、排出量の約9割を占めるエネルギー起源（化石燃料の燃焼に伴い発生エネルギーを消費することで発生する二酸化炭素や一酸化二窒素など）からの排出量を抑制することが効果的です。このことから、太陽光・太陽熱、風力、バイオマス、雪氷冷熱を始め、小規模水力発電や地熱発電（バイナリー方式）など、再生可能エネルギーの導入促進が不可欠です。このため、事業者、高等教育機関、NPO等民間団体、県民、行政など多様な主体の連携により、再生可能エネルギーの県内への普及拡大を加速してきます。

30 また、再生可能エネルギーの県内への普及拡大を図っていくため、再生可能エネルギー導入のための研究支援等についても検討していきます。

#### **視点3** 持続的な森林吸収源対策

35 本県は、豊かな森林を有しており、県土の約7割を占めています。森林は、生

物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。さらに、森林は二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されており、また、森林整備等によって発生する間伐材は貴重な木質資源です。このため、森林吸収源対策としての森林整備・保全対策を強化するとともに、森林資源の有効活用も併せて推進します。また、都市における緑地の保全と都市公園整備事業を推進していきます。

#### **視点4** 環境・エネルギー産業の活性化

10 中長期的に地球温暖化対策を推進するためには、省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における技術革新が不可欠です。また、地球温暖化問題への対応は、ビジネスチャンスや地域社会の活力を生み出すことから、環境と経済の好循環の創出を基本として、環境に熱心に取り組む企業の支援を強化するとともに、  
15 新しいビジネスチャンスや地域社会の活力を生み出し、今後大きな市場としての発展が見込める環境・エネルギー産業の育成を図っていきます。

#### **視点5** 未来のための環境・エネルギー教育

20 地球温暖化対策をはじめとする環境問題を解決していくためには、長期的な視野に立って対策を講じていく必要があります。本県は県民運動として地球温暖化対策を推進していくという考え方のもと、県民一人ひとりが地球温暖化問題に対する真の理解と認識を深め、社会経済システムやライフスタイルを見直し、自ら考えて行動を起こすことが重要となります。このため、家庭、学校、地域、職場といった場を通じ、あらゆる主体に対して、10年後、20年後を見越して、特  
25 に本県の未来を担う子どもたちに対して環境・エネルギー教育を行い、地球温暖化対策への意欲、知恵、行動力溢れる人材を育て、活かし、地域の地球温暖化対策の取組みを活発にするために、環境教育に力を入れていきます。

#### **視点6** 目標達成に向けた推進体制

30 地球温暖化対策は、各自治体が個々に特徴ある取組みをするとともに、日本全体が一つとなって実施していかなければなりません。そのために、本県としても全県をあげて地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。地球温暖化対策は別の側面から捉えると、現在のエネルギー需要の在り方を見直す取組みであり、  
35 県民一人ひとりのライフスタイルやビジネススタイルの見直しはもとより、都市づくりや環境配慮型住宅・建築物の導入促進、森林の適正な整備や森林資源の有効活用など社会経済システムの変換となるハード面を含めた取組みが必要です。このことから、全庁的な推進体制を強化し、市町村や NPO 等関係機関との連携を強めながら推進体制を拡大していきます。

40

## 福島県が目指す将来像

県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となって地球温暖化対策を図り、本県の豊かな環境を将来の世代にわたって継承し、環境への負荷が少ない低炭素社会“ほっとする、ふくしま”の実現

### 視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策

- (1) 地球にやさしいビジネススタイルへの転換
- (2) 地球にやさしいライフスタイルへの転換
- (3) タイムリーな情報提供
- (4) 環境負荷の少ないまちづくり

### 視点2 将来的な再生可能エネルギー対策

- (1) 目指せ！再生可能エネルギー供給基地
- (2) バイオマスエネルギーの利用量増加
- (3) 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開
- (4) 再生可能エネルギー普及拡大のための研究支援

### 視点3 持続的な森林吸収源対策

- (1) 森林吸収量増大
- (2) 都市緑化の推進

### 視点4 環境・エネルギー産業の活性化

- (1) 環境・エネルギー関連産業の創造
- (2) 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大

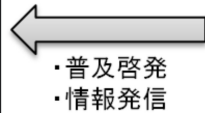
### 視点5 未来のための環境・エネルギー教育

- (1) 環境・エネルギー教育の充実
- (2) 指導者の養成

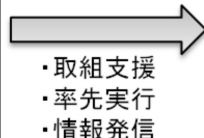
### 視点6 目標達成に向けた推進体制

- (1) 県民や事業者等との連携による推進体制
- (2) 市町村等関係機関との連携による推進体制
- (3) 部局間融合による地球温暖化対策の推進

県民



行政



事業者等

#### ◆基本姿勢◆

- 県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開
- 県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策

#### ◆基本目標◆

県民の総意と参加による環境と経済が調和した地球温暖化対策の推進

図 4-1 目標達成に向けた施策体系

### コラム3 ～カーボン・オフセット～

5 カarbon・オフセットに関しては、平成20年2月に環境省が「我が国におけるカーボン・オフセットの在り方について（指針）」（以下「指針」という。）を策定し、国における方針を示しています。この指針によると、カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせるものと定義しています。

10 また、指針ではカーボン・オフセットの意義及び期待する効果として、①地球温暖化対策への貢献の機会を提供し、主体的に温室効果ガスを削減する活動を行うことを促進、②カーボン・オフセットの取組を通じて温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、「見える化→自分ごと化→削減努力→埋め合わせ（オフセット）」という流れを作り出し、ライフスタイルや事業活動が低炭素型にシフトしていく契機となる、③国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献を挙げています。

20 本県においては、カーボン・オフセットの取組みの推進を前計画のアクションプランである環境エネルギー戦略で位置づけており、普及促進に努めております。

25 さらに、県自らの取組みとして、平成20年度から平成22年度までの3年間に毎年開催していましたが「環境・エネルギーフェア」において、率先的にカーボン・オフセットに取り組んでいます。

## (2) 各主体の役割

今後、県民総ぐるみの地球温暖化対策を進めていくためには、県民、事業者、NPO等の各民間団体、行政のあらゆる主体がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体が連携を図りながら対策への取組みを図ることが不可欠です。

5 また、私たち一人ひとりが自ら率先して地球温暖化対策に取り組むことで、地球温暖化防止の拡大を目指します。

### ア 県民の役割

10 県民一人ひとりが自ら考え環境に配慮したライフスタイルを目指し、継続した取組みを実行していく必要があります。

#### ○主な取組み

- ・環境に配慮したライフスタイルの実践
- ・廃棄物の排出減量、リサイクルへの取組み
- ・環境学習、環境保全活動への参加

15

### イ 事業者の役割

事業活動における省エネルギー活動をはじめとした環境負荷の低減のため、環境に配慮したビジネススタイルの取組みを実施していく必要があります。

また、効果的な取組みのため福島議定書への参加が望まれます。

20 ○主な取組み

- ・環境に配慮したビジネススタイルの実践
- ・企業の社会的責任（CSR）による地球温暖化対策の率先実行
- ・従業員等への環境教育の充実

### ウ NPO等民間団体の役割

25 NPOや各種団体は、自ら率先した取組みを行い、積極的に対策を講じることが望まれます。

30 また、福島県地球温暖化防止活動推進センターは、本県の地球温暖化防止活動の多様な機能を備えた拠点組織として、県と連携して様々な普及啓発活動等を行っていきます。

さらに、地球温暖化防止活動推進員は、福島県地球温暖化防止活動推進センター、市町村、NPO等と連携して、地域での普及啓発活動を積極的に展開していきます。

#### ○主な取組み

- ・環境活動の率先的な実施
- ・県民に対する普及啓発、地球温暖化対策活動支援、情報収集
- ・県、市町村、環境保全活動団体等との連絡調整・連携強化

### エ 市町村の役割

40 市町村は住民に身近な行政機関として、主体的に地域特性等を効果的に活用し、より地域に密着したきめ細かな対策を行っていくことが求められております。

○主な取組み

- ・地方公共団体実行計画の策定
- ・地球温暖化対策の推進と率先実行

5 **オ 県の役割**

県は、地球温暖化防止に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、事業者、県民、団体及び行政が地球温暖化の防止に自ら率先して取り組むための仕組みづくりに努めます。

また、一事業者として率先して地球温暖化対策を実行していきます。

10 ○主な取組み

- ・地球温暖化対策の推進と率先実行
- ・地球温暖化防止に係る情報発信
- ・市町村の温暖化対策に対する技術的支援・協力
- ・各主体間の連携促進

15

- ・庁内推進体制の強化



## 2 視点別主要施策

### 視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策

この視点では県民総ぐるみの省エネルギー対策について、「地球にやさしいビジネススタイルへの転換」、「地球にやさしいライフスタイルへの転換」、「タイムリーな情報提供」、「環境負荷の少ないまちづくり」の4つの項目に施策を分類し、日常生活や事業活動における省エネルギーや廃棄物の減量化・リサイクルの推進、交通運輸対策及び住宅・建築物の省エネルギー対策について示します。

本県においては、地球温暖化対策を県民運動として自ら率先して取組みを推進していくことから、より取組みやすく実効性のある仕組みづくりに努めます。

#### (1) 地球にやさしいビジネススタイルへの転換

##### ア 日常における省エネルギー

①地球温暖化防止のため二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等での自主的な廃棄物減量化やリサイクルなどによる省資源・省エネルギー活動の取組拡大を推進します。

また、福島議定書は県民運動としての特徴ある取組みの一つであり、内容を充実していくとともに、積極的な活用により取組みの拡大を図ります。

②事業者、民間団体、行政等あらゆる主体で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を活用し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに、県民運動として具体的な行動を促進します。

さらに、地域レベルでの省エネルギー・再生可能エネルギー対策の充実を図るため、各振興局単位に設置されている県民会議地方会議を通じ、地域の自然的社会的特性に応じた活動を促進します。

##### イ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

①廃棄物の排出抑制（リデュース、Reduce）、再使用（リユース、Reuse）、再生利用（リサイクル、Recycle）の3Rを推進することにより、廃棄物の発生量を抑制することが必要となります。このため、廃棄物の減量化が進まない原因や課題について、市町村とともに検証することにより、その結果を踏まえた技術支援など実行ある施策を進めます。

②廃棄物の焼却や埋立に伴い、地球温暖化の原因となる二酸化炭素やメタンなどが発生します。このことから、廃棄物の焼却量や埋立量を抑制するため、産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制、減量化、再生利用の推進を目的とした先進性のある処理施設の整備を支援し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図ります。

併せて、産業廃棄物排出事業者や処理事業者を対象にし、廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等の知見を広めるため、研修会等の開催に努めます。

②地球温暖化に与える影響が極めて高いフロン類の排出を抑制するため、関係事業者に対しフロン回収・破壊法や自動車リサイクル法などの関係法令の普及啓発に努めるとともに、法に基づく立入検査等により適正処理を指導し、フロン類の適正な回収及び処理を推進します。

5

## ウ 交通運輸対策

①毎月1日、11日、21日を「福島県バス・鉄道利用促進デー」として、環境にやさしい公共交通機関の利用促進を図り、併せてパーク&ライド情報、バス補助路線及び補助金額の公表、第三セクター鉄道への支援状況等をホームページで情報提供することにより、交通事業者・行政等が一体となって公共交通機関の利用促進に努めます。

また、バス・鉄道の公共交通機関の利用促進に積極的に取り組んでいる県内企業等を「うつくしま、ふくしま。公共交通機関利用促進企業・団体」として認証することにより、公共交通機関の維持・確保について、県民をはじめ企業等の意識の高揚を図っていきます。

②交通渋滞や騒音の緩和、二酸化炭素の排出削減などを目的として、マイカー通勤から公共交通機関等への転換を図る「職場交通マネジメント」について、企業、交通事業者、行政等が連携しながら、工業団地におけるモデル構築を推進します。

③自動車排出ガスによる環境負荷や燃費の改善による二酸化炭素排出量を低減するため、自動車排出ガス対策推進会議や低公害車普及促進セミナーの開催などを通じ、低公害車等環境負荷の少ない自動車の普及促進を図ります。

また、低公害車の普及促進を図るため、県自らが事業者として公用車の購入における低公害車の率先導入を推進します。

さらに、低公害車の導入推進と合わせ、さらなる燃費向上による相乗効果のために、エコドライブによる温室効果ガス排出量削減の取組みについても併せて推進します。

30

④効率的で環境にやさしい物流を推進するため、企業の物流効率化を支援します。

また、航空貨物輸送においては、陸上輸送距離の短縮により環境負荷の低減を図るため、「福島空港エアカーゴ検討会」や県内荷主企業訪問等を通じて福島空港の利用を促進します。

35

## エ 住宅・建築物の省エネルギー対策

①省エネルギー法に基づく建築主等への指導・助言制度を活用し、省エネルギー計画書の提出が必要な民間住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を促進します。

また、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を推進するため、県民に対して、

40

講習会やホームページを通じ、住宅・建築物における省エネルギーを解りやすく情報提供します。

5 ②福島県環境共生建築計画・設計指針に基づき、環境負荷の低減やエネルギー資源を有効利用する県有建築物の整備を推進します。

10 ③環境共生建築物への転換を図るため、既存県有建築物に対して環境性能診断を実施し、LCCO<sub>2</sub>（ライフサイクル二酸化炭素排出量）削減のための提案と効果を検証します。

15 ④環境配慮契約法に基づき「温室効果ガス等の排出の抑制に配慮した契約の推進に関する方針」を作成し、県有建築物の整備等において設計業務を発注する場合に、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（再生可能エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求める方式の導入及びその対象、規模等について検討します。

## オ 率先的な取組み

20 ①地球温暖化対策の手法の一つであるカーボン・オフセットの考え方や取組みについて、県民、事業者等幅広い主体による自主的な温室効果ガスの排出削減行動を促進するとともに、地域企業や NPO 等と連携のもとさらにカーボン・オフセットの取組みを拡大し、地域資源の有効活用とともに中山間地域の活性化の推進に努めます。

25 ②福島県 ESCO 推進プランに基づき県有施設への ESCO 事業を推進するとともに、県内への ESCO 事業の普及に努めます。

また、ESCO 事業による省エネルギー改修により削減された温室効果ガスについては、国内クレジット制度を活用するなどして、一層の地球温暖化対策につながるよう支援します。

30

## (2) 地球にやさしいライフスタイルへの転換

### ア 日常における省エネルギー

35 ①日常生活における省エネルギーについて、下記の項目を中心としてうつくしま地球温暖化防止活動推進員を活用し普及啓発や情報提供を行い、家庭における温室効果ガスの排出削減を推進します。

・省エネルギー機器等の導入の促進

家庭用電化製品の更新や新たに購入する際は、できるだけエネルギー消費量の少ない製品、リサイクルしやすいように設計された製品など、環境に配慮した製品を選択するよう推進します。

40 ②家庭における省エネルギー等の実施

「福島議定書事業」に参加する学校や事業所等の児童・生徒や職員の家庭などにエコチェックシート及び環境家計簿を配付し、節電・節水等に取り組んでもらうなど、より多くの県民が省エネルギー行動を実践するきっかけとなるよう支援します。

- 5 特に、環境家計簿は、家庭における二酸化炭素排出を「見える化」するための取り組みやすいツールであることから、環境家計簿により多くの家庭が継続して取り組むことができるような仕組みづくりを行うとともに、取り組みの強化に努めます。

## 10 イ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- ①化石燃料等の消費抑制を図るとともに、再生可能な資源の循環利用の促進と利用後の適正処理を図る循環型社会の形成は、地球温暖化防止対策を包含するものです。この循環型社会の構築に向けた取り組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進するとともに、廃棄物等の発生抑制、  
15 再使用、再生使用の「3R の推進」定着などにより、一人ひとりの活動を促進するための意識醸成を図ります。

- ②レジ袋削減の取り組みや環境に配慮した製品等の購入を推進するため、普及啓発を図ります。また、毎年 10 月を「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」と定め、ごみの減量化・リユース・リサイクルの推進、マイバッグやマイ箸運動の推進、各リサイクル法に基づくリサイクルの推進などを県民に啓発していきま  
20 す。

## ウ 交通運輸対策

- ①毎月 1 日、11 日、21 日を「福島県バス・鉄道利用促進デー」として、環境にやさしい公共交通機関の利用促進を図り、併せてパーク&ライド情報、バス補助路線及び補助金額の公表、第三セクター鉄道への支援状況等をホームページで  
25 情報提供することにより、交通事業者・行政等が一体となって公共交通機関の利用促進に努めます。

- また、バス・鉄道の公共交通機関の利用促進に積極的に取り組んでいる県内企業等を「うつくしま、ふくしま。公共交通機関利用促進企業・団体」として認証  
30 することにより、公共交通機関の維持・確保について、県民をはじめ企業等の意識の高揚を図っていきます。(再掲)

- ②自動車排出ガスによる環境負荷や燃費の改善による二酸化炭素排出量を低減するため、自動車排出ガス対策推進会議や低公害車普及促進セミナーの開催などを通じ、低公害車等環境負荷の少ない自動車の普及促進を図ります。

また、低公害車の普及促進を図るため、県自らが事業者として公用車の購入における低公害車の率先導入を推進します。

- 40 さらに、低公害車の導入推進と合わせ、さらなる燃費向上による相乗効果のた

めに、エコドライブによる温室効果ガス排出量削減の取組みについても併せて推進します。(再掲)

## エ 住宅・建築物の省エネルギー対策

- 5 木造住宅による長期優良住宅の認定取得を促進します。また、地域の木材を使って家を建てることで地域の森林や環境整備だけでなく、二酸化炭素排出削減にも繋がることから、住宅の木造化・木質化の普及活動を推進します。

## オ 率先的な取組み

- 10 ①地球温暖化対策の手法の一つであるカーボン・オフセットの考え方や取組みについて、県民、事業者等幅広い主体による自主的な温室効果ガスの排出削減行動を促進するとともに、情報提供の充実により普及の拡大に努めます。

- 15 ②農畜産物等の食べ物を輸送する際には、輸送距離に応じた二酸化炭素が排出量され、輸送距離が長ければ長いほど、その排出量は大きくなります。このような考え方をフードマイレージいい、農畜産物等の輸送が環境へ与える負担がどれくらいかを数値化したもの、食べ物の生産地から消費される食卓まで運ばれた「距離」×「重さ」で表わされる考え方や指標です。このことから、フードマイレージを考慮し、同じ農畜産物等のできるだけ輸送距離が小さく環境負荷の小さいもの  
20 の選択や地産地消の考え方について、うつくしま地球温暖化防止活動推進員を活用しその普及に努めます。

### (3) タイムリーな情報提供

- 25 地球温暖化対策をより推進していくためには、県民等に良質な情報をタイミング良く提供していくことが重要です。このため、その場その場に応じた適切な情報を発信・提供していくよう努めます。

- また、各種イベントを環境に配慮したイベントを「エコイベント」として開催するため、「うつくしまエコイベント」制度の普及啓発を図るとともに、「うつくしま  
30 エコイベント」のなかで積極的な情報提供に努めます。

### (4) 環境負荷の少ないまちづくり

- 35 ①高齢者や障がい者等も含め誰もが、市街地のみならず郊外部や山間部においても安全に安心して快適に暮らすためには、これまでの「車」中心のまちづくりから「人」中心のまちづくりへ転換し、過度に車に依存しない社会を実現することが求められます。このため、関係機関と連携しながら、ICTを活用した配送システムなどの商業機能の整備や新しい交通システムの研究を行うなど、人と環境に優しいまちづくりを推進します。

40

②中心市街地における様々な都市機能の集積の促進や市町村との連携による小売商業施設の適正な配置を推進するため、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画や商業まちづくり基本構想等に基づくまちづくりを支援します。

5 ③交通渋滞の走行速度低下による自動車等からの二酸化炭素の排出を抑制するため、交差点改良等によりボトルネック区間の解消を行い、交通渋滞の緩和、解消を図ります。

10 ④既設道路照明の更新に際し、一部に消費電力の少ない LED 照明を試験的に導入し、維持管理費の縮減や温室効果ガスの削減効果について検証します。

15 ⑤木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する多面的機能の発揮等に貢献することから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年10月1日施行）に基づき、公共建築物等における木材利用を促進します。

## 視点2 将来的な再生可能エネルギー対策

この視点では将来的な再生可能エネルギー対策として、「目指せ！再生可能エネルギー供給基地」、「バイオマスエネルギーの利用量増加」、「再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開」、「再生可能エネルギー普及拡大のための研究支援」の4つの項目に施策を分類し、本県における再生可能エネルギー導入の推進及び県内の再生可能エネルギー資源の有効活用の推進について示します。

### (1) 目指せ！再生可能エネルギー供給基地

再生可能エネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。本県は、浜通り地方の太陽光、中通り地方のバイオマス、会津地方の雪氷等それぞれの地域に、特徴あるエネルギー源が豊富に存在しています。これらの再生可能エネルギーを効果的に利用し、化石燃料由来のエネルギー消費を抑えることで地球温暖化防止の効果が期待されます。このことから、再生可能エネルギー利活用の取組みを推進するため、ホームページによる情報発信など普及啓発に努めます。

### (2) バイオマスエネルギーの利用量増加

①バイオマスエネルギーは原料が植物に由来しており、二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという位置づけであることから、化石燃料の削減に繋がり地球温暖化対策への有効な手段です。バイオマスエネルギーには、木質系、生活系や農業系等と様々な種類があり、これらを効果的に活用し、バイオマスエネルギーの利用量増加を目標に取り組みます。

また、市町村におけるバイオマス利活用計画の策定及び実現化について支援します。

#### ・木質系バイオマスエネルギー

一般家庭、公共施設から園芸用、さらには発電等大口需要に至る幅広い分野での木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。また、木質バイオマス（チップ、ペレット等）の安定供給を図るため、林業機械等の生産施設や供給体制整備を支援します。

#### ・生活系バイオマスエネルギー

ディーゼル自動車の燃料として利用できるバイオディーゼル燃料（BDF）については、家庭、飲食店、給食センター等から排出される使用済み天ぷら油等の廃食用油を資源として有効活用できることから、BDF燃料の普及に努めます。

#### ・農業系バイオマスエネルギー

農業分野から発生する家畜排せつ物や稲わら等のバイオマスについては、堆肥や飼料としての活用を基本としながらも、多様な活用を促進するため、先進事例等の情報収集及び普及啓発事業を積極的に実施します。

なお、第2世代バイオ燃料の原料として農林水産物等の利用可能性について、国等における実地調査等の動向等を注視し、対応を検討します。

②火力発電所における木質バイオマスの利用を推進し、本県の木質バイオマスの利用拡大に努めます。

### **(3) 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開**

- 5 再生可能エネルギー導入により、削減された二酸化炭素排出量は、オフセット・クレジット制度や国内クレジット制度によりクレジットとして活用することができ、さらなる再生可能エネルギー導入のためのインセンティブとなります。このことから、再生可能エネルギーを活用したカーボン・オフセットの展開を支援します。

### 10 **(4) 再生可能エネルギー普及拡大のための研究支援**

再生可能エネルギーの普及拡大には、導入に係る各種課題の解決やより効率的な送電体制など将来のエネルギーの供給体制を視野に入れた先駆的な研究も必要となります。このことから、先駆的な研究をする団体を支援します。



### 視点3 持続的な森林吸収源対策

この視点では持続的な森林吸収源対策として、「森林吸収量増大」と「都市緑化の推進」との2つの項目に施策を分類し、温室効果ガス吸収源対策としての森林整備や二酸化炭素の吸収及び都市部におけるヒートアイランド軽減の両側面を持つ都市緑化の推進について示します。

#### (1) 森林吸収量増大

平成20年度の福島県の森林面積は972千ヘクタールで県土面積の約71%を占めています。このうち58%（563千ヘクタール）を占める民有林においては、平成20年度から平成24年度までの5年間の計画期間とする「福島県森林吸収量確保推進計画」に基づき、森林吸収量算定の対象となる育成林（人工林、育成天然林）と天然生林のうち法令等に基づき伐採・転用規制の保護・保全措置が講じられている森林について、面積確保を図るための施策に取り組めます。

また、県の森林面積の42%（409千ヘクタール）は国有林が占めることから、管理する国の機関と連携を図りながら森林吸収源対策を進めていきます。

①県内の民有林について、二酸化炭素の吸収源としての機能が十全に発揮されるよう森林環境税などを活用し、適切な森林の整備・保全等を一層推進します。

・民有林における重点的な取り組み

森林は、年間の成長量が旺盛であり個体の体積が大きいものほど二酸化炭素の吸収量が大きくなることから、民有林育成林約218千ヘクタールのうち間伐が必要な4～9齢級（16～45年生）約148千ヘクタール（68%）を中心に、施業の集約化などの効率化を図りながら間伐を重点とした森林整備を一層推進します。

・保安林の適切な管理・保全

県内の森林のうち、特に公益的機能の発揮のために保安林に指定されている森林について、その機能を高度に発揮させるため必要に応じて森林整備などを推進するとともに、引き続き適正な管理・保全を図ります。

②県、市町村、森林組合等林業事業体、森林所有者、企業、県民が一体となり、それぞれ役割を分担しながら森林整備を進めます。

ア 計画的な森林の整備推進

・地域森林計画の策定により、地域に応じた森林整備の目標等を示すとともに、市町村と連携を図りながら、森林計画制度に則した適正な森林整備を推進します。

・市町村が策定する市町村森林整備計画や森林所有者等が策定する森林施業計画等に必要となる各種森林データの収集、森林GISへの集積、必要なデータの提供等を行い、施業の集約化や合理化を推進します。

・民有林の約8割を占める私有林について、森林所有者等による森林整備を推進する必要があることから、森林の地球温暖化防止における役割の重要性について啓発を図るとともに、引き続き各種支援を行います。

- ・森林所有者等が実施する森林施業に必要な「地域活動」を支援します。
- ・市町村、財産区及び林業公社等との連携を図り、公的機関による森林整備を促進します。
- ・市町村が地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画を策定する場合にあっては、森林吸収源対策を盛り込むために必要な支援を行います。

5

#### イ 林業就業者の確保・育成

- ・林業就業者の減少が懸念され、今後必要となる森林整備と素材生産を持続的に実施するための担い手の確保と育成が重要であることから、森林整備担い手対策基金事業の実施により、林業就業者の雇用環境や就業条件の改善に努めます。また、林業生産性の向上や労働安全衛生の確保を目的に高性能林業機械の導入を促進するとともに、森林施業の集約化を進めるなど効率的な作業システムの普及・定着を図ります。

10

#### 15 ウ 県民参加による<sup>もり</sup>森林づくりの推進

- ・森林の持つ地球温暖化防止機能などの多面的機能に対する<sup>もり</sup>県民や企業の理解を一層深め、森林ボランティア活動への参加などによる森林づくりを一層促進します。
- ・県内外の企業や団体等による社会貢献活動や研修の場としての要望に対し、本県の豊かな森林環境を提供し活動を支援するなど、多様な主体による森林整備活動への参加を促進するとともに、都市と山村の交流・地域の活性化を促進します。
- ・多様な主体による森林整備の効果を二酸化炭素吸収量の数値で認証することで、森林整備活動を促進します。

20

#### 25 エ 森林整備によるカーボンオフセットの取組みの促進

- ・植林や間伐等の森林整備・保全活動による二酸化炭素吸収量についてのカーボン・オフセットの取組みを促進します。

25

### 30 (2) 都市緑化の推進

都市における緑地の保全、緑化の推進による緑とオープンスペースの確保を図り、さらにはヒートアイランド現象緩和のため、都市公園の整備や都市内緑化を促進する街路整備を推進します。

#### 視点4 環境・エネルギー産業の活性化

この視点では環境・エネルギー産業の活性化として、「環境・エネルギー関連産業の創造」、「環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大」の2つの項目に施策を分類し、環境エネルギー産業の振興と支援について示します。

5

##### (1) 環境・エネルギー関連産業の創造

①本県における再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光、風力、温度差発電、バイオマス等の技術開発に対する産学官の取組みを支援します。

また、本県における地域資源を活用し、環境・エネルギー分野を始めとした重点分野において、産学官連携による研究開発と併せて、研究会や可能性試験等の事業を一体的に実施することにより、地域における新たな産業の集積を促進します。

さらに、本県が設置している9試験研究機関の横断的な連携により、環境・エネルギー関連技術の研究開発を行います。

②環境・エネルギー関連産業や農商工連携関連事業など、将来性があり今後の成長が見込まれる産業を育成するため、新たな融資制度を創出し支援していきます。

また、再生可能エネルギーや省エネルギーへの投資を拡大するため、環境創造資金の一層の活用を推進します。

##### (2) 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大

①人材育成、技術力の向上、販路拡大、受発注の増加、関連企業の誘致など環境・新エネルギー関連産業の振興を図るための推進組織として平成22年7月に「環境・新エネルギー関連産業創造会議」を設立しました。この会議を中心にして、県内の環境・新エネルギー関連分野に関わる企業及び当該分野への参入に意欲的な企業と、大学等研究機関、産業支援団体、行政等が一体となって、各種の情報交換や相互交流等によるネットワークを形成し、環境・新エネルギー関連産業の振興を支援していきます。

②環境・エネルギー関連産業を中心とする新技術展示商談会を開催し、環境関連ビジネスの機会を創出することで、県内企業の取引の拡大を図ります。

③環境の保全、省資源の観点から、廃棄物を抑制し、リサイクルを進めることが喫緊の課題であることから、この分野にかかる県内製造業者等の技術開発を支援し、新事業への進出を促進します。

また、ハイテクプラザが主体となって産学官による廃棄物の減量化・再資源化につながる研究開発を行い、県内企業に成果移転をとおして事業化を支援します。

④産業廃棄物排出事業者等による廃棄物から原料及び燃料としての再資源化や廃棄物発電等の技術開発を支援します。

## 視点5 未来のための環境・エネルギー教育

この視点では未来のための環境・エネルギー教育として、「環境・エネルギー教育の充実」、「指導者の養成」との2つの項目に施策を分類し、地球温暖化対策の実効ある取組みのための環境エネルギー教育の充実について示します。

5

### (1) 環境・エネルギー教育の充実

①学校における児童生徒の発達の段階に応じたエネルギーに関する学習を通して、エネルギーと資源の利用に関する意識の醸成を図り、主体的に行動する能力と態度の育成を支援します。

10

②二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの公益的機能を持つ森林を、すべての県民で守り育てるという意識を醸成することが重要であることから、市町村や学校と連携しながら森林環境教育を推進します。

15

③「ふくしま環境活動支援ネットワーク」のホームページのポータルサイトによる情報収集・提供機能の強化や各主体間のコーディネート等により、環境に関する様々な情報の総合的・体系的な収集と提供を推進します。

20

④県内における二酸化炭素濃度を把握するため、環境センターの環境大気移動測定車を活用して二酸化炭素濃度の測定を行います。また、測定結果は、ホームページなどを通じて県民に情報を提供するとともに、市街地と森林との比較を行い、様々な環境教育・学習の機会を捉えて地球温暖化防止啓発のための事業等で活用していきます。

### (2) 指導者の養成

①地域における環境保全活動に積極的に取り組むリーダーを養成するため、実践的な知識を習得できる機会の提供に努めるとともに、大学の教員や企業で働く環境の専門家などの協力のもと、学校教育や社会教育において体験型・実践型の環境教育ができる指導者の育成を図ります。

30

②子供たちや一般県民に対して森林の役割や重要性を伝える指導者「もりの案内人」の養成のほか、多様な森林環境教育に対応ができる人材や県民自らが行う森林（もり）づくり活動を行う際の指導者を育成します。

35

③地域や家庭における地球温暖化防止活動のリーダーとして活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」の育成を支援し、地域や家庭の温暖化対策等を推進します。

## 視点6 目標達成に向けた推進体制

この視点では目標達成に向けた推進体制について、「県民や事業者等との連携による推進体制」、「部局間融合による地球温暖化対策の推進」及び「市町村等関係機関との連携による推進体制」の項目に施策を分類し、本計画の着実な推進のため  
5 の体制強化について示します。

### (1) 県民や事業者等との連携による推進体制

①多様な主体の参加と連携の下に、地球温暖化対策が効率的かつ効果的に展開されるよう、県民、事業者、行政等による環境保全の取組みを推進するため、「ふくしま  
10 環境活動支援ネットワーク」の機能を強化するなど、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究の総合的な環境施策推進拠点機能の充実に努めます。

②県民運動としての地球温暖化対策を効果的に展開していくことを基本姿勢として掲げていることから、地球温暖化防止のための活動拠点として指定している「福島  
15 県地球温暖化防止活動推進センター」と地球温暖化防止に向けた県民の実践活動を促進するために委嘱している「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」との連携をより一層強化し、一体となって地球温暖化防止を図ります。さらに、福島県地球温暖化防止活動推進センターについては、これまで以上に県民や事業者等の地球温暖化対策の取組みを支援するとともに、地球温暖化対策の総合窓口として多様な機能が  
20 発揮できるように努めます。

また、地球にやさしい“ふくしま”県民会議を中心として、住民や事業者、団体、NPO、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター、市町村等と連携を図り、一丸となって地球温暖化対策を推進していきます。

### 25 (2) 市町村等関係機関との連携による推進体制

地球温暖化防止の具体的な取組みを促進するためには、日ごろ、住民と直接接する  
30 機会の多い市町村の役割が極めて重要であることから、全市町村に対し、地球温暖化対策推進法に基づき自らの事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための実行計画の策定を要請するとともに、それぞれの地域から排出される温室効果ガスを削減するための計画策定を支援し、市町村との連携を強化し、実効のある対策の推進に努めます。

また、地域における地球温暖化防止活動を積極的に進めていくため、政府が推進する「チャレンジ25キャンペーン」等の国民運動とも連携して各主体の取組みを一層促進します。  
35

### (3) 部局間融合による地球温暖化対策の推進

知事を本部長、各部局の部長等を構成員とした「ふくしま地球温暖化対策推進本部会議」により、本県の恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と  
40 経済の好循環による活力ある県土の形成に向け、地球温暖化防止に関する施策を総合的かつ積極的に推進します。

また、本部会議の下部組織として、環境・エネルギー関連部局の課長等を構成員とした「環境・エネルギー施策推進庁内連絡会議」により、部局間の連携を図りながら、施策や事業の迅速かつ積極的な展開を図っていきます。

## 第5章 計画の進行管理

### 1 計画の管理体制

5 本計画の進行管理や見直しは、ふくしま地球温暖化対策推進本部会議において行います。

また、この計画は様々な行政分野にわたるものであることから、計画の推進にあたっては、県庁内の部局横断的な組織である環境・エネルギー施策推進庁内連絡会議を活用して、全庁的に地球温暖化対策を推進します。

### 10 2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し実効あるものとするため、マネジメントシステム（PDCA サイクル）を取り入れた計画の進行管理を進めます。具体的には、次の(1)から(3)のとおり温室効果ガスの排出状況・計画の進捗状況を評価し、必要な対策・施策の見直し又は追加を適宜行います。

15 また、温室効果ガス排出量を毎年度推計し、ホームページ等で公表します。

#### (1) 進捗状況

20 計画の進捗を確認するため、各種統計資料のデータ等を下に県内の温室効果ガスの排出量を推計する算定システムを活用し、本県の部門別の温室効果ガス排出実態や施策の実施状況を定期的に把握します。

#### (2) 評価

25 温室効果ガスの排出量を毎年度推計し、削減目標の達成状況を確認します。また、計画に基づく各施策の取組状況の評価を行い、施策の見直し等につなげます。

#### (3) 計画見直し

30 本計画は、福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」及び福島県環境基本計画と将来の展望を共有し、計画期間の統一を図るため、平成26年度（2014年度）に見直しを行います。

5

10

15

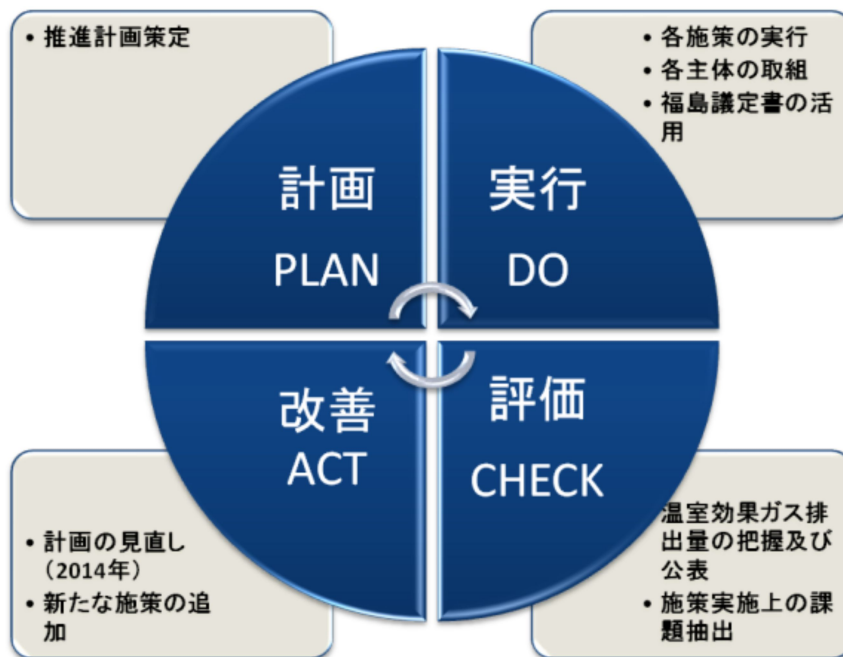


図 5-1 目標達成に向けた PDCA サイクル概略図



## 第6章 事業者としての県の取組み

「ふくしまエコオフィス実践計画（2010年4月）」に基づき、事業者として、組織における環境負荷の低減、地球温暖化の防止、エネルギーの効果的（効率的）な使用その他5の環境保全に関する職員の取組みを推進します。